

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成23年3月10日(2011.3.10)

【公表番号】特表2010-516935(P2010-516935A)

【公表日】平成22年5月20日(2010.5.20)

【年通号数】公開・登録公報2010-020

【出願番号】特願2009-545924(P2009-545924)

【国際特許分類】

F 03D 11/04 (2006.01)

【F I】

F 03D 11/04 A

【手続補正書】

【提出日】平成23年1月20日(2011.1.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ハイブリッド風力タービンタワー(5)の連結装置(8)であって、前記風力タービンタワーはコンクリート部分(7)と金属部分(6)とを具備し、前記連結装置(8)は、前記金属部分(6)を前記コンクリート部分(7)に連結するように構成され、

前記連結装置(8)は、使用状態ではコンクリート部分(7)に隣接するハイブリッド風力タービンタワー(5)の金属部分(6)に固定されるために適し、かつ前記コンクリート部分(7)に少なくとも部分的に埋め込まれるのに適する略チューブ状構造を有する金属ボディ(9)を備え、前記金属ボディ(9)には複数の固定用穴(11)が配設され、これらの固定用穴は、コンクリート部分(7)の材料がこれらの穴を通り抜けるように構成され、前記金属ボディ(9)は、該金属ボディから突出する複数のプレート(13)を含むことを特徴とする、連結装置(8)。

【請求項2】

前記固定用穴(11)は、金属ボディ(9)のチューブ状壁(12)に形成される、請求項1に記載の連結装置(8)。

【請求項3】

前記プレート(13)は、金属ボディ(9)の外側部分に配置される、請求項2に記載の連結装置(8)。

【請求項4】

前記プレート(13)は、金属ボディ(9)の内側部分に配置される、請求項3に記載の連結装置(8)。

【請求項5】

前記プレート(13)には、コンクリート部分(7)の材料が通り抜けるように構成された複数の固定用穴(11)が配設される、請求項4に記載の連結装置(8)。

【請求項6】

前記プレート(13)の前記複数の固定用穴(11)のうちの少なくとも幾つかの穴は、円形または橜円形である、請求項5に記載の連結装置(8)。

【請求項7】

前記固定用穴(11)は液滴形である、請求項5に記載の連結装置(8)。

【請求項8】

前記固定用穴（11）は、タワー（5）の頂部に向かう方向に小さくなるサイズを有する、請求項6又は7に記載の連結装置（8）。

【請求項9】

前記固定用穴（11）は、タワー（5）の頂部に向かう方向に大きくなるサイズを有する、請求項8に記載の連結装置（8）。

【請求項10】

前記固定用穴（11）のうちの少なくとも幾つかの穴は、前記プレート（13）の端部（14）から金属ボディ（9）に向かう方向に広くなる、請求項9に記載の連結装置（8）。

【請求項11】

前記プレート（13）は、前記金属ボディ（9）とほぼ直交する方向に突出する、請求項10に記載の連結装置（8）。

【請求項12】

前記金属ボディ（9）は円筒形である、請求項11に記載の連結装置（8）。

【請求項13】

前記金属ボディ（9）は円錐台形である、請求項11に記載の連結装置（8）。

【請求項14】

前記金属ボディ（9）は多角形である、請求項11に記載の連結装置（8）。

【請求項15】

少なくとも金属部分（6）及び少なくともコンクリート部分（7）を備えるハイブリッド風力タービンタワー（5）であって、一つの金属部分（6）と一つのコンクリート部分（7）との間に配設される、請求項1に記載の連結装置（8）を備えることを特徴とする、ハイブリッド風力タービンタワー（5）。